



23 長第 302 号
平成 23 年 6 月 13 日

各 特 別 養 護 老 人 ホ ー ム 施 設 長 様

愛媛県保健福祉部生きがい推進局
長寿介護課長
(公印省略)

特別養護老人ホームにおけるたんの吸引等の取扱いに係る再周知について

このことについて、厚生労働省老健局高齢者支援から、平成 22 年度中に施設内研修を実施した上でたんの吸引等を実施している施設の状況を調査したところ、「特別養護老人ホームにおけるたんの吸引等の取扱いについて」(平成 22 年 4 月 1 日医政発 0401 第 17 号)に沿った対応が不十分との結果になった旨の通知がありました。

つきましては、改めて別添通知の内容を十分にご承知いただき、介護職員がたんの吸引等を行う場合は、必要な手順及び体制を整備いただきますようお願いいたします。

なお、通知文及び関係のガイドライン等については、下記のとおり愛媛県庁のホームページに掲載しておりますので、貴職により確認をお願いいたします。

記

関係情報の掲載先

アドレス：<http://www.pref.ehime.jp/h20400/kaigohoken/jigyuu/index.htm>
ページ内の「1 厚生労働省通知関係」及び「3 各種お知らせ」に掲載

検索する場合

愛媛県庁トップページの左部検索窓で「介護保険」を検索 「介護サー
ビス事業者の方へ」をクリック

関係通知の掲載先

「1 厚生労働省通知関係」 該当通知をダウンロード

関係ガイドライン等の掲載先

「3 各種お知らせ」 関係リンク先を確認